

「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む

工場に係る建築基準法第48条に基づく許可基準」について

1. 目的

建築基準法の用途規制に適合しないドライクリーニングの営業について、建築基準法第48条に基づく許可基準を定め、この基準の積極的な周知、活用を図りドライクリーニング営業の安全対策を進め、用途地域における的確な安全確保を図っていく。

2. 経緯

- 国の調査により建築基準法の用途規制に適合しないドライクリーニング営業が全国で判明（平成22年）
- 非引火性溶剤から引火性溶剤への使用変更が原因
- 建築基準法違反解消に向けた技術的助言が発出（平成22年：国土交通省）

※建築基準法第48条許可の積極的な活用と安全確保にかかる基準が明示される

3. 用途規制について

ドライクリーニング店の建築基準法の用途規制は以下のとおり

- ・ 引火性溶剤を用いる場合は工業系用途地域のみ立地可能
- ・ 引火性溶剤を用いない場合は作業場の床面積の規模に応じて立地制限
- ・ ただし、特定行政庁が個別に当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合には立地可能（**建築基準法第48条の規定に基づく許可**）

		用住 地居 専	低 第一 種	用住中 地居高 第一 種	用住中 地居高 第二 種	地住 地居 第一 種	地住 地居 第二 種	地商近 地居業 隣	地商 地居業	準 地居業	地工 地居業
引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場											
上記以外のドライクリーニングを営む工場 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場											
原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場											
原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場											

建築できない用途地域
 建築できる用途地域

4. 許可基準の内容について

【対象用途地域】 商業地域、近隣商業地域

【対象建物】 既存工場の是正および建替えをする引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場（新規は不可）

【主な基準内容】 国の基準を基本とし策定 **【別紙1】【別紙2】【参考資料】**

- ・ 引火性溶剤の保管方法（機器からの分離、防爆措置、密閉、換気等）
- ・ 洗濯機等の安全対策（アースの設置、自動停止機能等）
- ・ 作業場の防火措置（換気量、電気設備の防爆措置、溶剤が浸透しない床等）
- ・ 日常の安全管理（人体、作業服等の帯電防止、溶剤の管理、清掃、点検等）
- ・ 作業場床面積は、合計 150 ㎡以内など

5. 運用開始 平成30年4月20日

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可基準

平成30年3月30日 部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、平成22年9月10日付国住指第2263号および国住街第78号により発出された技術的助言「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(以下「技術的助言」という。)を受け、商業系用途地域において許可を行う際の許可基準を定めるものとする。

(許可の対象)

第2条 この基準に基づく許可の対象は、技術的助言に定める安全対策措置を行う、商業系用途地域における引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場(既存工場の是正および建替えをする者に限る)とする。

(許可の基準)

第3条 区長は、次に掲げるものを満たし、市街地環境および周辺の実情等に照らし支障がないと認められるものを許可する。

(1) 対象建築物の規模等

作業場の床面積は、合計150㎡以内とすること。

(2) 火災への安全対策

技術的助言別添1に定める安全対策に関する技術的基準を遵守すること。

(3) 洗濯機台数

原則として、ドライ洗濯機は1台とすること。

ただし、既存の工場のドライ洗濯機については、現に操業している台数が2台以上の場合は、上限を2台とする。

(4) 作業場の内装

作業場の天井および壁は仕上げを準不燃材料以上とすること。

(5) 周辺環境への対策

以下のアからエまでを満たすものであり、かつ、近隣住民等の理解が得られていると判断できること。

ア 騒音

洗濯機や乾燥機等の騒音源となる機械は、外壁の内側の壁から原則として20cm以上離して設置し、作業中は窓を開けることがないこと。

イ 交通量

敷地が、建築基準法第42条第1項に規定する道路(幅員4m以上の道路)に接していること。ただし、自動車の出入りの頻度等、周囲の状況により住居の環

境を害するものでないと判断できる場合においては、この限りではない。

ウ 臭気

以下のすべてを満たすこと。

- ① 臭気の原因となる物質(ドライクリーニング工場の操業に起因するものに限る。以下同じ。)が屋外に設置されていないこと。
- ② 臭気の原因となる物質のある室は、以下のいずれかを満たすこと。
 - (ア) ダクト等により隣接建築物の屋根より高い位置に排気できていること。
 - (イ) 換気孔及び排気口(以下、「換気孔等」という。)が隣接建築物に面しない位置にあること。
 - (ウ) 換気孔等に脱臭装置が設置されていること。

エ 振動

以下を満たすこと。

- ① 洗濯機や乾燥機等の振動源となる機械は、外壁の内側の壁から原則として20cm以上離して設置すること。
- ② 洗濯機や乾燥機等の振動源となる機械が、防振ゴムやコンクリート等の振動防止上効果のあるものの上に設置されていること。

(6) その他

設置する設備は、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場安全対策調書に記載の機器またはそれと同等のものとする。

付 則

この基準は、平成30年4月20日から施行する。

<別添 1 >

火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準**1. 引火性溶剤の保管方法等**

次の(1)から(5)までに適合していること。

- (1) 引火性溶剤を保管する容器（以下「容器」という。）は、洗濯機、乾燥機、ボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に50cm以上（垂直方向については床面から天井まで）離れた場所に設置されていること。
- (2) 容器の設置場所から水平方向に1m以内（垂直方向については床面から容器上方15cm以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 容器が屋内に設置されている場合、容器が設置されている室に機械換気設備が設けられており、かつ、容器が設置されている室全体の単位床面積（容器の設置場所が隔壁等により区画され、区画された部分内に機械換気設備が設けられている場合は、区画された部分の単位床面積）あたり0.3m³/minの換気量が確保されていること。
- (4) 容器は、次の①及び②に適合していること。
 - ① 密閉できる構造であること。
 - ② 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)別表第3の2に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示第99号)第68条の2の2に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の3第1項に定める収納の基準に適合していること。
- (5) 固定容器については、適切にアースが設置されていること。

2. 洗濯機・乾燥機の安全対策

次の(1)から(4)までに適合している洗濯機及び乾燥機（洗濯及び乾燥を同一の機械内で行うものを含む。）が設置されていること。

- (1) 洗濯機及び乾燥機には、適切にアースが設置されていること。
- (2) 洗濯機は、洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能を有するものであること。
- (3) 洗濯機は、次の①から④までのいずれかの機能が設けられているものであること。
 - ① 洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限酸素濃度以下に制御する機能
 - ② 溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動停止する機能
 - ③ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能
 - ④ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に洗剤の

自動投入を行う機能

(4) 乾燥機は、次の①及び②に適合していること。

- ① 処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限以下に制御する機能が設けられていること。
- ② 溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造であること（溶剤回収型乾燥機であること又はダクトで直接屋外への排気を行う措置がなされていること）。

3. 作業場（洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

次の(1)から(4)までに適合していること。

- (1) 機械換気設備が適切な位置に設けられており、かつ、作業場のある室全体の単位床面積あたり $0.3\text{m}^3/\text{min}$ の換気量が確保されていること。
- (2) 溶剤の漏出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲。）をいう。以下同じ。）から水平方向に1m以内（垂直方向については床面から開口部の最上端の上方15cm以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 溶剤の漏出が想定される場所から水平方向に50cm以内（垂直方向については床面から天井まで）には、ボイラー、アイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていないこと。
- (4) 作業場の床は、溶剤が浸透しない構造であること。

4. 併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等

このほか、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場においては、日常の作業における安全管理を徹底することが必要不可欠であり、法第48条第1項から第9項までの規定に基づく許可の際に、次の(1)から(5)までが適切に実施されるよう安全管理の体制及び方法を確認する必要がある。

具体的には、安全管理の責任者を定め、次の(1)から(5)までに関する安全管理のチェックリストを作成して見やすい場所に掲示し、又は分かりやすい場所に常備することにより、作業時に確実に確認させる等安全管理を徹底させる体制及び方法について許可の条件とする必要がある。

(1) 人体、作業服等の帯電防止

- ① 作業場内に除電板、静電気除去ブラシその他の人体の静電気を適切に除去するための器具が設置されていること。
- ② 溶剤の容器を開閉する際、洗濯機若しくは乾燥機に洗濯物を入れる際又は洗濯物若しくは乾燥機から洗濯物を出す際には、あらかじめ除電板に触れる等により静電気を適切に除去すること。

(2) 溶剤の管理

- ① 溶剤の保管容器は、使用時以外は蓋を閉じておくこと。
- ② 溶剤の保管容器は、ゴムマット等不導体の上に設置しないこと。

- ③ 溶剤の管理に当たっては、取り扱う溶剤の種類に応じて、それぞれの製品安全データシート（MSDS）に示された管理方法に従うこと。
 - ④ 洗濯時においては、溶剤に洗剤を添加することにより、溶剤の体積抵抗率を $10^9 \Omega \cdot m$ 以下に保つこと。
- (3) 機械の管理
- ① 洗濯機、乾燥機その他の機械の使用に当たっては、取扱説明書に従って機械の保守点検、機械及び器具類の清掃、フィルターの交換その他の管理を適切に実施すること。
 - ② ライター等の異物を洗濯機及び乾燥機内に混入させることのないよう、衣類等の洗濯物を洗濯機及び乾燥機に投入する前に事前点検を行うこと。
- (4) 作業場の管理
- ① 1. (2) 及び 3. (2) により電気設備の防爆措置を行うことを必要とする範囲においては、ライター・たばこ等火源となるものを持ち込まないこと。また、溶剤の保管容器や洗濯ごなど溶剤の漏出が想定される可動性のものについては、その可動範囲をあらかじめ作業場に明示しておくこと。
 - ② 溶剤の付いたウェス等の布、繊維くずを機械、溶剤の保管容器等のそばに放置しないこと。
 - ③ 使用する溶剤に応じて、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）別表第 5 に基づきその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備が作業場内に設置されていること。ただし、危険物の規制に関する政令第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該各号に定める消火設備が設置されていること。
 - ④ 前号に掲げる消火設備については、取扱説明書に従い保守点検を適切に実施すること。
- (5) このほか、ドライクリーニング作業の作業に当たっては、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令に従うこと。

例

- ◄ 国技術的助言
- ◄ 区独自の追加基準

・ 密閉保管容器

・ 作業場床面積
150 m²以内

・ 機械換気
(0.3 m³/min 以上)

・ 排気、吸気口位置
の配慮

・ 50cm 以内：洗濯機等設置不可
・ 1m 以内：電気設備は防爆措置

・ 乾燥機
「酸素」「着火物」防止機能
作業場内に直接排出されない排気
アースの設置

・ 振動防止
(防振ゴム、コンクリート等への設置)

・ 機械から外壁までの
距離は 20cm 以上

・ 洗濯機
洗濯、脱液同一機械内
「酸素」「着火物」防止機能
アースの設置

・ 溶剤が浸透しない床

・ 内装 (天井と壁)
準不燃以上

・ 洗濯機：1 台まで

・ 50cm 以内：アイロン作業台等設置不可
・ 1m 以内：電気設備は防爆措置

